平成２２年（フ）第４７号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲167番地１
破産者　山﨑由紀夫
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第４８４号
宮崎市中村西１丁目４―11　横山ビル301号稲尾方、住民票上の住所宮崎市松橋２丁目３番６号　レジデンス松橋305号
破産者　中嶋　徳彦
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8150番地
破産者　増田幸一郎
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２号
奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘１丁目１番18号
破産者　ヘアープレイスバルバこと　平野　雄馬
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７４号
奈良県桜井市大字高田226番地の３
破産者　山口　隆央
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
石川県加賀市河南町カ85番地
破産者　北出　吉明
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２７２７号
愛知県春日井市勝川町４丁目111番地　ボヌール301号、開始決定時の住所愛知県春日井市宮町字下夕原７番地１　スペクトルティアラ宮町503号
破産者　北村　　匡
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４０号
神戸市垂水区桃山台７丁目２番13号、住民票上の住所神戸市垂水区西舞子９丁目12番18号
破産者　桑南勇一郎
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８７号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目655番地
破産者　川本タイルこと　川本　保夫
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７００号
神戸市須磨区中落合１丁目１番415―305号
破産者　石原　道夫
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０１号
神戸市須磨区中落合１丁目１番415―305号
破産者　石原　陽子
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈241番地１ボンセジュール田代Ａ201号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵998番地16
破産者　吉武　正博
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７５号
福岡市東区香椎２丁目８番１―601号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区松田３丁目21番５号
破産者　井川　洋一
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７６号
福岡市東区香椎２丁目８番１―601号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区松田３丁目21番５号
破産者　井川ゆかり
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１０号
仙台市宮城野区福室４丁目１番12―402号
破産者　菅原　文広
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
仙台市太白区鹿野本町６番53号　コーポさとう103
破産者　及川登紀子
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
鳥取県東伯郡北栄町江北508　プロフ精密株式会社鳥取事業所工作技術グループ、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町字桜町裏282番地１
破産者　味水　　学
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
仙台市青葉区上愛子字車39番地の４
破産者　佐藤　周史
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係